

無線局定期試験要領

1 試験前に用意する物

- (1) 無線設備（ぼうさいそうごちば〇〇の無線設備）
- (2) 無線点検簿（千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線局運営要領第2号様式）
- (3) 本要領

2 無線局定期試験について

(1) 端末局または防災機関局同士で行う場合について

ア 試験を実施する前の準備

他局の無線設備から発射される電波と混信することがないように、近隣事業所等と訓練実施日時について事前に調整をしておく。調整後は、必ず以下の連絡先へ電子メールにより試験実施日時を報告すること。

【連絡先（千葉県防災危機管理部消防課 予防・石油コンビナート班）】

bousai3@mz.pref.chiba.lg.jp

イ 試験の実施

どちらが先に行うか、相手方事業所と調整の上、以下のとおり実施すること。

A: 「訓練、訓練、訓練。ぼうさいそうごちば〇〇（相手方の呼出名称）。

こちらは、ぼうさいそうごちば〇〇。

本日は晴天なり、本日は晴天なり、本日は晴天なり。（10秒以内で発信）

ぼうさいそうごちば〇〇（相手方の呼出名称）、どうぞ。」

B: 「ぼうさいそうごちば〇〇（相手方の呼出名称）。こちらは、ぼうさいそうごちば〇〇。

明瞭度（1～5）にて受信。ぼうさいそうごちば〇〇（相手方の呼出名称）、どうぞ。」

A: 「明瞭度（1～5）、了解。こちら、ぼうさいそうごちば〇〇（相手方の呼出名称）

から、明瞭度（1～5）にて受信。以上をもって、試験を終了する。」

※ 電波の到達距離が1～3km程度であることから、屋外の聞こえる範囲内で訓練を実施すること。試験中は、語句を区切り、はっきりと伝えること。

他局の試験と混信している旨の連絡を受けた際には、速やかに呼出しを中止すること。

ウ 明瞭度とは

明瞭度 1：ほとんど聞こえない。 明瞭度 4：かなり良い。よく聞こえる。

明瞭度 2：雑音等でかすかに聞こえる。 明瞭度 5：とても鮮明に聞こえる。

明瞭度 3：良い。聞こえる。

エ 無線点検簿（第2号様式）の記入

実施日、バッテリーの状況、電波の受信状況、通信担当者の氏名を記載する。

特記事項については、異常があった場合等にのみ記入する。

なお、管理責任者名、通信責任者名、呼出名称については事前に記入しておくこと。

(2) 調整局（関係消防（局）本部）が実施する試験について

調整局が実施する試験に**外部アンテナを設置することなく正常に送受信ができていた端末局**については、これまで通り調整局が実施する試験に参加すること。

なお、調整局が実施する試験に参加した場合においても、(1)エのとおり無線点検簿の記入を必ず行うこと。

(3) 端末局または防災機関局同士で行う場合の頻度について

試験は、月に1回以上実施することが望ましい。

3 試験実施後に異常があった場合の対応について

(1) 無線設備のバッテリーの状況を確認する

確認方法については、P.4の「無線設備に不具合が生じた場合の対応フロー図」を参照すること。

バッテリーを交換する必要が生じた際の費用負担については、P.3の「令和2年3月2日付け消第1741号通知」を参照すること。

(2) バッテリーに異常がない場合

無線設備異常報告書(千葉県石油コンビナート相互通信用無線局運営要領第5号様式)により、千葉県防災危機管理部消防課 予防・石油コンビナート班へ報告すること。

(3) 参考

アナログ波を使用した無線通信のため、アナログ波の性質上、天候や周辺の建物の状況に左右されることがある。

各局管理責任者 様

千葉県石油コンビナート等防災相互通信用
無線局統制管理者 岡本 和貴
(公印省略)

千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線設備の管理について (通知)

千葉県石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策につきまして、日頃より御尽力いただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線設備の管理運営に関する協定書」(以下、協定書という。)により貴機関へ委託しているところですが、近年、無線設備に係るバッテリーの消耗及び故障等が多く発生しています。

については、無線設備に不具合が生じた際には、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 バッテリーの確認について (別紙「対応フロー図」を参照)

何度充電を実施しても充電がされない場合や音声を受信するが送信が不良である場合には、バッテリーが消耗している可能性が高いので、協定書第7条1項の規定に基づき新しいバッテリーへの交換をお願いします。

【バッテリーの費用負担について】

協定書第7条1項：通常の維持管理は乙の負担とし、修理等に要する経費は甲の負担とする。

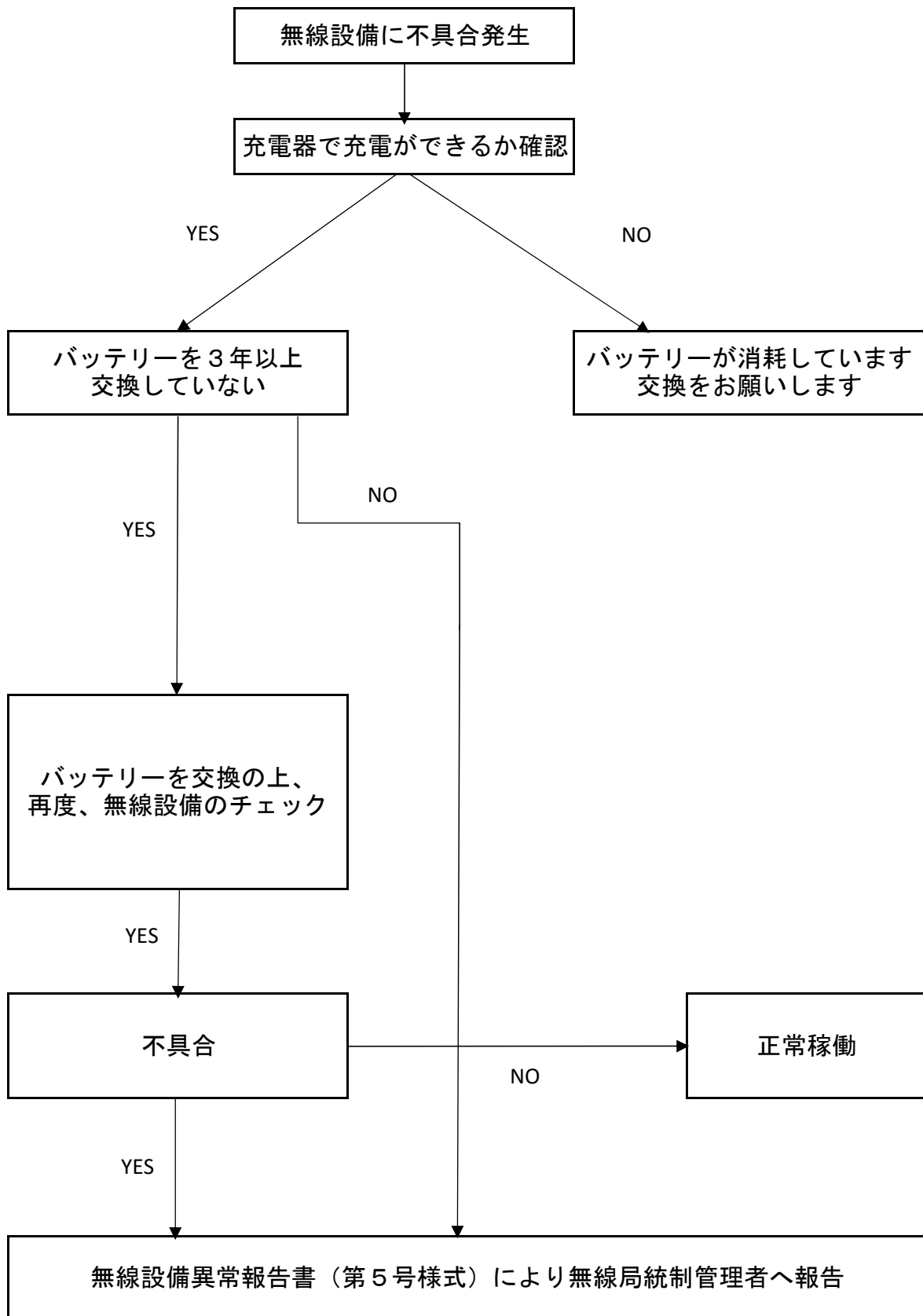
2 上記1でも解決されず、故障の疑いがある場合の対応について

本体の故障している可能性等が考えられるため、「千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線局運営要領」第7条4項の規定に基づき、「無線設備異常報告書(第5号様式)」により状況について、担当者宛て御報告くださいますようお願いいたします。

【担 当】

千葉県防災危機管理部消防課
予防・石油コンビナート班 酒巻
電 話：043-223-2177
メール：bousai3@mz.pref.chiba.lg.jp

無線設備に不具合が生じた場合の対応フロー図



提出先：千葉県防災危機管理部消防課 予防・石油コンビナート班
メール：bousai3@mz.pref.chiba.lg.jp